

# 「登園許可証明書」

現在、医療機関の逼迫により、形式の一部簡略化を目的に「登園許可証明書」を新たに発行いたしました。医師の診断に基づき保護者の方に対してご記入をお願いしております。ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

## <保護者記入欄①>

病名： _____	発症日：令和 ____年 ____月 ____日
国立ふたば幼稚園園長 小澤 崇文 殿	登園再開日：令和 ____年 ____月 ____日
クラス名 _____ ぐみ	園児氏名 _____
令和 ____年 ____月 ____日 医療機関名 _____ において診断されました。	
令和 ____年 ____月 ____日現在、医療機関名 _____ において登園再開が可能であることを確認しました(既に医師から診断を言い渡されています)ので、届け出いたします。	
保護者氏名 _____	

## <保護者記入欄②>

発症後日数	体温測定月日	朝の検温	夕の検温	解熱薬・症状の有無
0日目	月 日	時 分: 度	時 分: 度	有・無 ( )
1日目	月 日	時 分: 度	時 分: 度	有・無 ( )
2日目	月 日	時 分: 度	時 分: 度	有・無 ( )
3日目	月 日	時 分: 度	時 分: 度	有・無 ( )
4日目	月 日	時 分: 度	時 分: 度	有・無 ( )
5日目	月 日	時 分: 度	時 分: 度	有・無 ( )
6日目	月 日	時 分: 度	時 分: 度	有・無 ( )
7日目	月 日	時 分: 度	時 分: 度	有・無 ( )

## <諸注意>

- ・症状とは、せき、鼻水、のどの痛み、頭痛、体のだるさ、嘔吐、下痢などです。具体的な症状を欄の( )にご記入ください。その他の症状がある場合にも( )にご記入ください。
- ・当園にて集団生活に適應できる状態(咳や鼻水など症状が改善し、保育活動に支障のない状態)に回復してから登園するよう、十分にご配慮ください。
- ・症状が出てきた日から体温を測定し、記載してください(1日につき1行ずつ記載)。
- ・<保護者記入欄①・②>に記載漏れのある場合、**お子様をお預かりすることができません。**
- ・<保護者記入欄②>にて発熱期間が長く、記録様式が足りない場合、別の記録用紙を添付するなど工夫してください。
- ・学校伝染病第五類に関する登園規準は裏面にございます記入例をご確認ください。

記入例<保護者記入欄①>

病名：インフルエンザ 発症日：令和5年7月19日  
 国立ふたば幼稚園園長 小澤 崇文 殿 登園再開日：令和5年7月24日

クラス名 ゆり ぐみ 園児氏名 双葉 心之介

令和 5年 7月 25日、医療機関名 二葉病院 において診断されました。

令和 5年 7月 24日現在、医療機関名 二葉病院 において登園再開が可能であることを確認しました(既に医師から診断を言い渡されています)ので、届け出いたします。

**医療機関の診断にもとづき、登園再開が可能となった日付をご記入ください。** 保護者氏名 双葉 美佐江

<保護者記入欄②>：表面の<諸注意>及び以下の登園規準をご確認ください。

【学校伝染病第五類(インフルエンザ)に関する登園規準(こども家庭庁ガイドライン引用)】

発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまでです。

	発症日 0日	発症後 1日	発症後 2日	発症後 3日	発症後 4日	発症後 5日	発症後 6日	発症後 7日	
発熱後 1日で解熱	発熱	解熱	→				注1	登園 可能	
発熱後 3日で解熱	発熱	→		解熱	→			登園 可能	

注1：発症後5日以内のため当園不可となります。

- ・発熱及び解熱した日は0日と数えます。
- ・解熱とは、24時間以内に発熱しないことを指します。24時間以内に再び発熱した場合解熱とはなりません。
- ・解熱後3日間は、解熱薬を使用しないで発熱しなくなり3日を経過したことをいいます。

【学校伝染病第五類(新型コロナウイルス感染症)に関する登園規準(こども家庭庁ガイドライン引用)】

発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまでです。(無症状の場合は検査日から5日間)

	発症日 0日	発症後 1日	発症後 2日	発症後 3日	発症後 4日	発症後 5日	発症後 6日	発症後 7日	
発熱後 1日で軽快	発症	症状軽快	→				注1	登園 可能	
発熱後 5日で軽快	発症	→				症状軽快	→	登園 可能	

注1：発症後5日以内のため当園不可となります。 ※発症した日および症状軽快した日は0日と数えます。

※発熱症状の場合、解熱後24時間経過するまでは登園できません。